

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ・企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等)
 - 公設試等と積極的に連携し、成果を各種メディアで発信しサプライチェーン全体の付加価値向上や業界全体の底上げを図ります。
- ・グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等)
 - 原材料の仕入れ等について、環境負荷軽減の取り組みを経営として行っている企業から優先的に採用し、環境負荷の少ない製品を積極的に選択します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。また、別紙のとおり、指針に基づく当社の取組を進めます。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

6年4月20日

株式会社金沢ワイナリー 代表取締役 井村辰二郎

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

取引の適正化に向けた取り組み方針のお知らせ

令和6年3月1日

お取引先 各位

株式会社 金沢ワイナリー
代表取締役 井村辰二郎

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社では、「取引の適正化に向けた取り組み方針」を策定することになりました。

つきましては、ここにお知らせいたしますのでご確認の程よろしくお願ひいたします。

末筆ながら、皆様のご多幸とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

敬具

記

【取引の適正化に向けた取組方針】

取引の適正化にあたっては、下記の項目に注意し、双方がデータ等に基づいて十分に協議して価格等を決定し、取引関係の継続等に配慮いたします。

- ・不当な返品、納品価格の不当な引き下げを行わない
- ・取引価格の一方的な決定、説明のない協賛金の負担要請をしない
- ・一方的なセンターフィー等の負担要請、システム使用料等の過度な徴収をしない
- ・物の購入強制、従業員派遣等の過度な要請をしない
- ・十分に説明のない取引条件の変更等をしない

以上